



## 就学援助費受給者に対する緊急支援給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、「鴻巣市就学援助費支給要綱」に基づく就学援助費の受給者に対して、緊急的かつ特別な給付措置として緊急支援給付金を支給します。

**【対象】** 令和2年4月30日において就学援助費の支給決定を受けている方を対象とします。ただし、生活保護法に規定する要保護者や、令和2年度鴻巣市ひとり親家庭等緊急支援給付金の受給者等は対象外となります。

**【給付額】** 就学援助費受給対象児童又は生徒1人あたり  
30,000円（支給回数は1回）

**【給付時期】** 令和2年6月中旬を予定



鴻巣市では、新型コロナウイルスに負けず、健やかに子どもたちが成長できるよう支援します！



### 鴻巣市就学援助費支給要綱の就学援助とは？

経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（学用品費や通学用品費など）を支給しています。